

個別割賦販売契約約款

令和 7 年 2 月 1 日

株式会社秋田ケーブルテレビ

目次

第 1 条(契約約款の適用等)	3
第 2 条(個品割賦販売契約の申込みをすることができる条件)	3
第 3 条(契約の申込み方法及び承諾等)	3
第 4 条(契約の成立時点)	4
第 5 条(商品の引渡し及び所有権の移転)	4
第 6 条(賦払金の支払方法)	4
第 7 条(債務の履行の継続)	4
第 8 条(届出事項の変更)	4
第 9 条(契約上の地位の譲渡)	5
第 10 条(期限の利益の喪失)	5
第 11 条(遅延損害金)	6
第 12 条(手数料の負担等)	6
第 13 条(見本、カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等)	6
第 14 条(合意管轄裁判所)	6
第 15 条(反社会的勢力の排除)	6
第 16 条(定めなき事項).....	7

第1条（契約約款の適用等）

株式会社秋田ケーブルテレビ（以下「当社」といいます。）は、携帯電話機、その付属品及び他の商品（いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下あわせて「商品」といいます。）の販売にあたり、この個別割賦販売契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより購入者と商品の割賦販売に係る契約（当社が他の契約約款等により締結するものを除きます。以下「個別割賦販売契約」といいます。）を締結します。

2. 当社は、1の商品ごとに1の個別割賦販売契約を締結します。
3. 本約款の内容は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、契約者の個別の合意を得ることなく変更することができるものとし、契約者及び当社は変更後の本約款に拘束されるものとします。
4. 当社は、当社が本約款を変更する場合、当該変更の影響を受けることになる契約者に対し、当社の定める方法により、変更すること、変更の効力発生時期、及び変更後の約款の内容についてあらかじめ当社ウェブサイト（<https://www.cna.ne.jp/>）に掲載、通知します。
5. 当社は、前項により通知する変更の効力発生時期が到来した後に契約者が基本サービスの利用を継続した場合は、契約者が変更後の約款に同意したものとみなします。

第2条（個別割賦販売契約の申込みをすることができる条件）

個別割賦販売契約の申込みは、当社のCNAモバイルサービス契約約款に基づき、当社が別に定める種類のサービス（以下「指定サービス」といいます。）に係る契約を締結している者が、商品を当社から購入する場合に限り、行うことができます。

第3条（契約の申込み方法及び承諾等）

購入者は、個別割賦販売契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記した所定の申込書（以下「本申込書」といいます。）を提出していただきます。

- (1) 個別割賦販売契約に係る購入者の氏名又は名称
 - (2) 購入者の指定サービスの契約者回線（携帯電話機の購入に係る個別割賦販売契約の申込みについては、その携帯電話機を主として接続する契約者回線とし、以下「指定ケーブルモバイル回線」といいます。）に係る電話番号
 - (3) その他本申込書で指定された事項
2. 前項の場合において、購入者は、当社が本申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。
 3. 当社は、次の場合には個別割賦販売契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) その申込みをした者が賦払金（各回の商品の代金の支払金額をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (2) その申込みを承諾することにより、その申込みをした者に係る個別割賦販売契約等（その申込みをした者と当社との間で締結する個別割賦販売又は個別信用購入あっせんに係る契約であって当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）の総数が当社の定める基準を超えるとき。
- (3) その申込みをした者が指定サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

3

- (4) 当社の業務遂行上支障があるとき。
- (5) その他当社が不適当と判断したとき。

第4条（契約の成立時点）

個別割賦販売契約は、当社が購入者からの個別割賦販売契約の申込みを承諾した旨を、購入者に通知した時をもって成立するものとします。

第5条（商品の引渡し及び所有権の移転）

商品の所有権は、購入者が当社に本商品の代金の全額について支払いを完了するまでは当社が留保するものとし、購入者が当社に商品の代金の全額について支払いを完了した時点で、商品の所有権は購入者に移転するものとします。

2. 購入者は、前項の規定により、所有権が当社から購入者に移転するまで、本商品について質入、担保、転売、贈与、貸与、譲渡等、当社の権利を侵害する一切の行為をしないものとします。また、購入者は、本契約に係る契約者としての地位を、第三者に譲渡することはできないものとします。

第6条（賦払金の支払方法）

購入者は、賦払金を、本申込書記載の支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに、本申込書記載の支払方法により、当社に支払うものとします。

第7条（債務の履行の継続）

購入者は、個別割賦販売契約に基づく債務の完済までに、購入者と当社との指定ケーブルモバイル回線に係る契約が解除された場合又は指定ケーブルモバイル回線に係る指定サービスの利用の一時休止があった場合であっても、その原因の如何に関わらず、本申込書記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

2. 当社は、購入者が指定ケーブルモバイル回線に係る指定サービスの利用を一時休止した場合であっても個別割賦販売契約に基づく債務の支払を怠ったときは、当該指定ケーブルモバイル回線に係る契約を解除することができるものとし、購入者は、当社に対し、このことについてあらかじめ承諾していただきます。

3. 当社は、前項に定める解除を行うときは、あらかじめ当該購入者にそのことを通知します。

第8条（届出事項の変更）

購入者は当社に届け出た氏名、住所、連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとします。

4

2. 購入者は、前項の通知がないために、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意いただくものとします。

第9条（契約上の地位の譲渡）

購入者は、CNA モバイルサービス約款の規定により指定ケーブルモバイル回線に係る利用権を第三者に譲渡する場合、個別割賦販売契約の契約上の地位（賦払金の支払債務に係るもの）を含みます。）が当該第三者（以下この条において「譲受人」といいます。）に譲渡されることになることを承諾し、かつそのことを譲受人に説明して承諾させる義務を負うものとします。ただし、当社は、次の各号 のいずれかの場合には、指定ケーブルモバイル回線に係る利用権及び個別割賦販売契約の契約上の 5 地位の譲渡を承諾しないことがあります。

- (1) 譲受人が賦払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) その譲渡を承諾することにより、譲受人に係る個別割賦販売契約等の総数が当のが定める基準を超えるとき。
- (3) 譲受人が当社と締結している指定サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 法令に違反することとなるとき。
- (5) 当社の業務遂行上支障があるとき。
- (6) その他当社が不適当と判断したとき。

第10条（期限の利益の喪失）

購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に個別割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 賦払金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかつたとき。
- (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
- (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
- (5) その売買契約が購入者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約に係るもの）を除きま

す。) となる場合で購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

2. 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により個別割賦販売契約に基づく債務について期眼の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1) 個別割賦販売契約上の義務に違反し、その違反が個別割賦販売契約の重大な違反となるとき。

5

(2) 購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第11条（遅延損害金）

購入者が、賦払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該賦払金に対し、民事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払があった場合には、この限りではありません。なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。

2. 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、本申込書記載の支払総額から既に支払いのあった全ての賦払金の合計額を控除して得た残金全額に対し、民事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第12条（手数料の負担等）

購入者は、賦払金の支払いに関する手数料を負担するものとします。この場合において、当該手数料の金額及びその負担の方法は、購入者が指定サービスに係る料金を支払う場合に準ずるものとします。

第13条（見本、カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等）

購入者は、見本、カタログ等による申込みにより引渡された商品が見本、カタログ等と相違していることが明らかになった場合、速やかに当社が指定する方法で当社に商品の交換を申し出るか、又は当該売買契約を解除することができるものとします。この場合において、購入者は、売買契約を解除したときは速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

購入者は、個別割賦販売契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しな

いことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業

6

- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) 前各号の共生者
- (9) その他前各号に準ずる者

2. 購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 次の各号のいずれかに該当し、個別割賦販売契約を締結すること、又は個別割賦販売契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、購入者との個別割賦販売契約について、解除等（個別割賦販売契約の申込みを承諾しないこと又は催告なしに個別割賦販売契約を解除することをいいます。）を行うことができるものとします。

- (1) 購入者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (2) 購入者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
- (3) 購入者が第1項又は第2項の規定に基づく確約に関する虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (4) 前3号に関する必要な調査等に応じない又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

4. 前項の規定の適用により、個別割賦販売契約が解除された場合、購入者は、個別割賦販売契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

5. 前2項の規定の適用により、当社に損害等（損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、購入者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

第16条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。この約款は令和 7 年 2 月 1 日から施行します。